

○消防庁告示第六号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）第二第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年五月二十四日

消防庁長官 横田 真二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 5 泡消火設備の点検基準</p> <p>1 機器点検</p> <p>次の事項について確認すること。</p> <p>〔(1)～(8) 略〕</p> <p>〔9〕 <u>一斉開放弁（電磁弁を含む。）</u></p> <p>次の事項について実施すること。ただし、イの事項については、設置後 15 年を経過したものに限り実施することとし、設置後 20 年を経過しないものにあつては、設置後 15 年を経過した日以後 5 年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものに於ては、イの事項を実施した直近の日以後 5 年を経過する日までの間に実施すること。この場合において、当該期間内に 2 の総合点検において (1) ア (イ) 又はイ (イ) の事項を確認したときは、その日に於いて実施したものとみなす。</p> <p>エ 外形</p> <p>漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がないこと。</p> <p>イ 機能</p> <p><u>正常であること。</u></p> <p>〔(10)～(13) 略〕</p> <p>2 総合点検</p> <p>(1) 固定式の泡消火設備</p> <p>非常電源に切り替えた状態で、手動式起動操作部の操作又は自動式起動装置の作動により加圧送水装置を起動させ、次の事項について確認すること。</p> <p>ア ポンプ方式</p> <p>〔(7) 略〕</p> <p>(イ) <u>一斉開放弁（設置後 15 年を経過したものに限る。）</u>（設置後 20 年を経過しないものにあつては、設置後 15 年を経過した日以後 5 年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものに於ては、総合点検において正常であることを確認した直近の日以後 5 年を経過する日までの間に確認することとする。この場合において、当該期間内に 1 の機器点検において (9) イの事項を実施したときは、その日において確認したものとみなす。）</p> <p>正常であること。</p> <p>(ウ) 分布等</p> <p>a 低発泡を用いるもの（設置後又は消火薬剤の交換後 15 年（たん白消火薬剤を用いるものにあつては 5 年）を経過したものに限る。）</p> <p>全放射区画数の 20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、<u>消火薬剤の機能を</u></p>	<p>別表第 5 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔(1)～(8) 同上〕</p> <p>〔9〕 <u>一斉開放弁（電磁弁を含む。）</u></p> <p>漏れ、変形、損傷、著しい腐食、電磁弁等の端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。</p> <p>〔(10)～(13) 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p> <p>〔(7) 同上〕</p> <p>(イ) <u>一斉開放弁</u></p> <p>〔同上〕</p> <p>(ウ) 〔同上〕</p> <p>a 低発泡を用いるもの</p> <p>全放射区画数の 20%以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、<u>ペルフルオロ</u>（オ</p>

<p>維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。</p> <p>[b 略] [(イ) 略] イ 高架水槽方式及び圧力水槽方式 [(フ) 略]</p> <p>(1) <u>一斉開放弁</u> (設置後 15 年を経過したものに限り) (設置後 20 年を経過しないものにあっては、設置後 15 年を経過した日以後 5 年を経過する日までの間に、設置後 20 年を経過したものにあっては、総合点検において正常であることを確認した直近の日以後 5 年を経過する日までの間に確認することとする。この場合において、当該期間内に 1 の機器点検において (9) イ の事項を実施したときは、その日において確認したものとみなす。)</p> <p>正常であること。</p> <p>(4) 分布等 a 低発泡を用いるもの (設置後又は消火薬剤の交換後 15 年 (たん白泡消火薬剤を用いるものにあつては 5 年) を経過したものに限り)</p> <p>全放射区画数の 20 % 以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、<u>消火薬剤</u>の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。</p> <p>[b 略] [(イ) 略] [(2) 略]</p>	<p><u>クタンシューアスルホン酸</u> 又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であつて、<u>消火薬剤</u>の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。</p> <p>[b 同上] [(イ) 同上] イ [同上] [(フ) 同上]</p> <p>(1) <u>一斉開放弁</u></p> <p>[同上] [同上] [同上]</p> <p>(4) [同上] a 低発泡を用いるもの</p> <p>全放射区画数の 20 % 以上の数の区画において水により放射を行い、分布及び放射圧力が適正であるとともに、当該放射区画のうち、加圧送水装置から最速の区画において泡放射を行い、混合率及び発泡倍率が適正であること。ただし、<u>ペルフルオロ (オクタンシューアスルホン酸)</u> 又はその塩を含有する消火薬剤を使用する泡消火設備であつて、<u>消火薬剤</u>の機能を維持するための措置が講じられている場合はこの限りでない。</p> <p>[b 同上] [(イ) 同上] [(2) 同上]</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

